

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のとおり
制定する。

平成26年2月26日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

国民健康保険税の基礎課税額，後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率等の改定を行うとともに，賦課限度額について所要の改正を行うため。

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成
26年伊丹市条例第 号）

伊丹市国民健康保険税条例（昭和33年条例第26号）の一部を
次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「510,000円を」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第56条の88の2第1項に規定する額を」に、「510,000円と」を「同項に規定する額と」に改め、同条第3項ただし書中「140,000円を」を「令第56条の88の2第2項に規定する額を」に、「140,000円と」を「同項に規定する額と」に改め、同条第4項ただし書中「120,000円を」を「令第56条の88の2第3項に規定する額を」に、「120,000円と」を「同項に規定する額と」に改める。

第3条第1項中「100分の9.10」を「100分の8.48」に改める。

第4条中「28,500円」を「26,800円」に改める。

第5条第1号中「23,800円」を「22,500円」に改め、同条第2号中「11,900円」を「11,250円」に改め、同条第3号中「17,850円」を「16,875円」に改める。

第6条中「100分の1.31」を「100分の1.88」に改める。

第7条中「6,200円」を「7,900円」に改める。

第8条第1号中「5,600円」を「6,900円」に改め、同条第2号中「2,800円」を「3,450円」に改め、同条第3号中「4,200円」を「5,175円」に改める。

第9条中「100分の2.20」を「100分の2.09」に改める。

第16条第1項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第23条中「510,000円を超える場合には、510,000円」を「令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合は、当該額」に、「140,000円を超える場合には、140,000円」を「令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合は、当該額」に、「120,000円を超える場合には、120,000円」を「令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合は、当該額」に改め、同条第1号ア中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、「19,950円」を「18,760円」に改め、同号イ中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同号イ(7)中「16,660円」を「15,750円」に改め、同号イ(4)中「8,330円」を「7,875円」に改め、同号イ(6)中「12,495円」を「11,813円」に改め、同号ウ中「係る」の右に「後期高齢者支援金等課税額の」を加え、「4,340円」を「5,530円」に改め、同号エ中「係る」の右に「後期高齢者支援金等課税額の」を加え、同号エ(7)中「3,920円」を「4,830円」に改め、同号エ(4)中「1,960円」を「2,415円」に改め、同号エ(6)中「2,940円」を「3,623円」に改め、同条第2号ア中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、「14,250円」を「13,400円」に改め、同号イ中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同号イ(7)中「11,900円」を「11,250円」に改め、同号イ(4)中「5,950円」を「5,625円」に改め、同号イ(6)中「8,925円」を「8,438円」に改め、同号ウ中「係る」の右に「後期高齢者支援金等課税額の」を加え、「3,100円」を「3,950円」に改め、同号エ中「係る」の右に「後期高齢者支援金等課税額の」を加え、同号エ(7)中「2,800円」を「3,450円」に改め、同号エ(4)中「1,400円」を「1,725円」に改め、同号エ(6)中「2,100円」を「2,588円」に改め、同条第3号ア中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、「5,700円」を「5,360円」に改め、同号イ中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同号イ(7)中「4,760円」を「4,

500円」に改め、同号イ(4)中「2,380円」を「2,250円」に改め、同号イ(5)中「3,570円」を「3,375円」に改め、同号ウ中「係る」の右に「後期高齢者支援金等課税額の」を加え、「1,240円」を「1,580円」に改め、同号エ中「係る」の右に「後期高齢者支援金等課税額の」を加え、同号エ(7)中「1,120円」を「1,380円」に改め、同号エ(4)中「560円」を「690円」に改め、同号エ(5)中「840円」を「1,035円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊丹市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。